

---

南魚沼市テレワーク・ワーケーション  
オンラインセミナー及び現地交流会  
業務委託仕様書



新潟県南魚沼市

---

## 1 業務名

南魚沼市テレワーク・ワーケーションオンラインセミナー及び現地交流会実施業務委託

## 2 業務の目的

南魚沼市の人口は、平成7年をピークに減少が続いており、特に平成17年以降は急速に人口減少が進んでいる。人口減少の一因として、若者にとって魅力的な仕事がないことが挙げられるが、一方で新型コロナウイルスの流行を機に、働く場所に縛られないテレワークの働き方が普及したことから、本事業では南魚沼市でのテレワークに関心のある東京圏等の個人を対象に、南魚沼市の魅力を発信し、テレワークを実施する場所としてのイメージ定着と認知度を向上することを目的とする。

## 3 業務実施場所

南魚沼市内ほか

## 4 契約期間

契約締結の日から令和6年3月31日まで

## 5 業務委託の内容

南魚沼市でのテレワークに関心のある東京圏等の個人（以下、「ターゲット」という）を対象に、南魚沼市の魅力を発信し、テレワークを実施する場所としてのイメージ定着と認知度を向上するためのイベントを企画・運営すること。

### (1) 委託項目

- ア 南魚沼市の先輩テレワーカーと当市でのテレワーク検討者をつなげるセミナーの開催
- イ 当市でのテレワーク検討者が具体的な来市イメージをつかむツアーの開催

### (2) 企画運営にあたっての共通要件

- ア セミナー及びツアーは全4回以上実施することとし、ツアーにおいては最低1回以上実施すること。
- イ 参加者にアンケートを実施し、意見等を把握・分析しフォローアップを実施すること。
- ウ 企画提案にあたっては、全体のスケジュールを提示し、実施するそれぞれの目的及び効果について具体的に説明すること。
- エ 本件事業に関する費用はすべて受託者が負担し、企画から実施、実施後のフォローまで受託者が責任を持って実施すること。
- オ 開催日時については提案すること。詳細については受託決定後に市と協議をすること。

### (3) 南魚沼市の先輩テレワーカーと当市でのテレワーク検討者をつなげるセミナーの開催

ターゲットがセミナーを通じ、本市で行うテレワークの具体的なイメージを段階的に持てるようなテーマを各回に設定し、参加者が実際の来市行動に移せる内容とすること。

---

また、セミナーとツアーで統一感を持たせるなど、参加者が複数回セミナーに参加した後にスムーズにツアーに参加できるよう工夫をすること。

① 参加者数

全体で150名以上

② 開催方法・場所

オンラインでの開催を基本とする。ただし、参加者が会場に来場する形と組み合わせたイベントについて提案することも可とする。

③ 参加者の募集

募集にあたっては、受託者が有するネットワーク等をはじめ、インターネットなど各種広告媒体を活用して、効果的に参加者の募集を行うこと。

④ ゲスト等について

各セミナーには、先輩移住者や南魚沼市の先輩テレワーカー等のゲストスピーカーを出演させること。

なお、ゲストスピーカーの調整を行うとともに、ゲスト等に対して謝金等を支払う必要がある場合は、委託料の中から支出すること。

⑤ 運営について

- ・オンライン開催においては、出演者と参加者が双方向にて交流可能なWEBツールにより実施すること。なお、実施映像について録画を行い、市に提供すること。
- ・各回ごとに参加者名簿を作成し、市にデータで提出すること。

(4) 南魚沼市でのテレワーク検討者が具体的な来市イメージをつかむツアーの開催

ターゲットが魅力的に感じる現地体験ツアーを企画し、1回以上実施すること。南魚沼市ならではの地域の特性や魅力を紹介し、アクティビティなどの体験やテレワーク施設(コワーキングスペース等)等の視察、先輩移住者や南魚沼市の先輩テレワーカーとの意見交換を含め、本市でのテレワーク実践に資するものとする。

① 参加者数

全体で20名以上

② 開催方法・場所

南魚沼市を会場とし、滞在期間は1泊2日以上での開催をすること。

宿泊先についてはテレワーク環境が整備されている宿泊先を参加者へ紹介すること。

③ ツアー参加者の募集

セミナー参加者に対して広報活動を行い、ツアーに参加してもらうよう誘導を行うこと。

募集にあたっては、受託者が有するネットワークなどをはじめ、インターネットや各種広報媒体を活用して、効果的に参加者の募集を行うこと。

(5) その他

本業務の目的を達成するにあたり、効果的な業務があれば独自提案を可能とする。ただし、当該経費はすべて委託料に含む。

---

(6) 効果測定と分析

上記の取組を踏まえ、アンケートの結果分析等による事業の成果や課題について分析し報告すること。

## 6 実績報告

本業務について、下記の成果物を実績報告とともに納品するものとする。

(1) 成果図書など

- ① 委託業務完了届
- ② 実績報告書
- ③ その他（セミナーの実施映像、参加者名簿等）

(2) 納品方法

紙媒体及び電子媒体を南魚沼市U&Iときめき課に納品すること。

(3) 報告期限

令和6年3月31日

## 7 業務の実施について

- (1) 本業務は本仕様書に基づいて実施すること。
- (2) 受託者は業務の実施にあたって関係法令及び条例を遵守すること。また、本事業に関する文献等資料を収集し、十分な調査をすること。
- (3) 受託者は業務の実施にあたっては発注者と協議を行い、その意図や目的を十分に理解した上で適切な人員配置のもとで進めること
- (4) 受託者は業務の進捗について、発注者と綿密な協議を行いながら進めること。
- (5) 受託者は本委託業務の全部を第三者に再委託してはならない。
- (6) 受託者は本委託業務の一部を第三者に再委託するときは、あらかじめ発注者に書面により報告し、発注者の承認を得ること。ただし、企画提案書に記載されているものについては、この限りではない。
- (7) 本仕様書に定めのない事項や、本業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、速やかに発注者と協議を行い、指示を仰ぐこと。
- (8) 受託者は、本業務の遂行により生じた著作権（著作権法第27条及び28条に定められた権利を含む）は、本市に無償で譲渡するものとする。
- (9) 受託者は、本業務の遂行にあたり、第三者の知的財産権（著作権、意匠権、商標権等）、プライバシーまたは肖像権・パブリシティ権その他の権利を侵害しないこと。
- (10) 受託者は、本業務を通じて知り得た個人情報や業務上の秘密を第三者に漏えいすること及び資料並びにデータの紛失、滅失、既存及び盗難等を防止するために必要な措置を講ずること。